

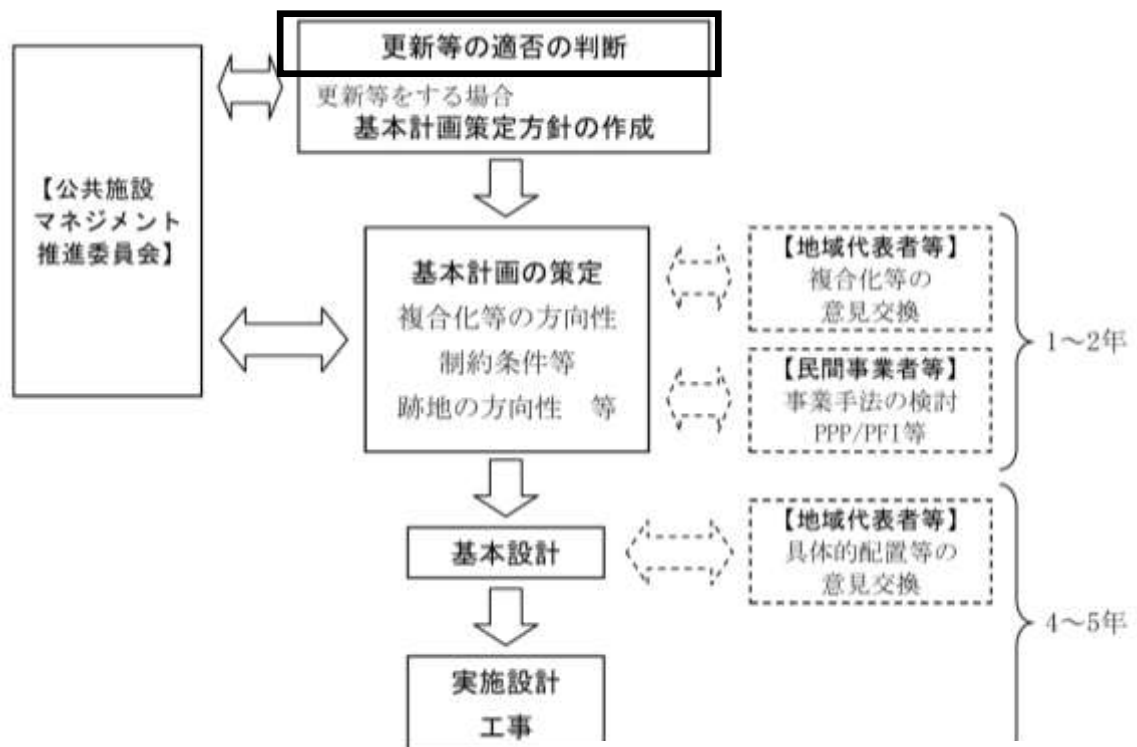
中央公民館、健康福祉事務センター及び民具庫に関する更新等について（案）

1 策定の背景

平成27年2月に「小平市公共施設白書」を発行し、同年12月に「小平市公共施設マネジメント基本方針」を策定しました。白書で示した将来的な大きな3つの課題（「人口減少・少子高齢化」、「財政バランスの悪化」、「施設の老朽化・更新時期の集中」）に対応するため、基本方針では市制施行100周年を迎える平成74年度を見据え、「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念と4つの方針（「魅力あるサービスの実現」、「持続可能な施設総量」、「コストの縮減と平準化」、「長く活用できる施設」）を定めました。

また、基本方針に沿った取組みの推進に向けた方策を示した「小平市公共施設マネジメント推進計画」（平成29年3月策定）では、すでに目標耐用年数を迎えた施設、または計画期間中に目標耐用年数を迎える施設の更新等に向けた「基本的な検討手順」を示しています。

この「基本的な検討手順」に沿い、中央公民館、健康福祉事務センター及び民具庫に関する更新等の適否の判断をします。



小平市公共施設マネジメント推進計画 22 頁より抜粋

2 更新等の適否の判断

(1) 中央公民館

中央公民館は、建築当初は本庁舎として、1964年（昭和39年）に建築されました。現在の本庁舎が建築された後は、中央公民館として社会教育施設の機能を活かしたサービスを提供しています。

近年では、平成29年度に耐震基準に適合させるため、耐震補強工事を実施していますが、建築から53年が経過し、施設の老朽化が進んでいる状況です。

社会教育の中心的な施設として市民へ各種学級・講座等を提供し、市民一人ひとりが、より豊かで充実した生活を営むうえで必要な生涯学習社会の実現に資するために設置されています。中央公民館は、11館ある公民館の中では利用率が最も高く、生涯学習の拠点として、全ての公民館の中核的な役割を担っています。

市全域からの市民の利用を前提とした施設で、公民館の中核的な役割を担う機能を継続する必要があり、また老朽化が進んでいる状況であることから、建て替えを前提に「更新等を行うもの」とします。(更新等の適否の判断結果)

(2) 健康福祉事務センター

健康福祉事務センターは、建築当初は多摩小平保健所として、1966年（昭和41年）に東京都が建築しました。その後、東京都から小平市への移管に伴い、平成14年度からは健康福祉事務センターとして開所しました。建築から51年が経過し、施設の老朽化が進んでいる状況です。

健康福祉事務センターは、隣接する健康センター・福祉会館と一体となって、地域保健福祉業務及び市民の健康保持・増進事業を推進するための実施拠点及び相談拠点として、市民福祉の向上を図るために設置されています。なお、東京都から移管の際に保健福祉機能として10年間利用することが取り決めの中で定められましたが、既に期間を経過し、機能に関する制約はなくなっています。

行政事務を執行する施設で事務機能の継続及び事務スペースを確保する必要があり、また老朽化が進んでいる状況であることから、建て替えを前提に「更新等を行うもの」とします。(更新等の適否の判断結果)

(3) 第一民具庫、第二民具庫、第三民具庫

第一民具庫は、1974年（昭和49年）に建築され、主に齋藤素巖の作品を収蔵しています。

第二民具庫は、建築当初は教育委員会事務局事務室として、1978年（昭和53年）に建築されました。その後、教育相談室として活用され、教育相談室が小平元気村おがわ東に移った2004年（平成16年）からは、民具庫として活用しています。

第三民具庫は、建築当初は庁用車の車庫として、1974年（昭和49年）に建築されました。その後、民具の収蔵場所確保の観点から、1998年（平成10年）からは民具庫として活用しています。

いずれの民具庫も構造は軽量鉄骨造で目標耐用年数は40年であり、第一民具庫及び第三民具庫については、目標耐用年数を超え、第二民具庫も老朽化が進んでいる状況です。また、敷地は都市計画道路用地となっています。

不特定多数の市民が利用する施設ではないこと、都市計画道路用地内であることを踏まえ、当面の間、必要に応じた修繕を行いながら、継続して使用することとし「更新等を行わないもの」とします。(更新等の適否の判断結果)

今後、「将来のあり方」については、これからの環境の変化を見据えながら、検討するものとします。

3 基本計画策定に向けて

「更新等を行う」とした中央公民館及び健康福祉事務センターについては、「基本的な検討手順」に基づき、基本計画策定方針を作成します。両施設は近隣施設であることから、建て替えに際しては複合化していくことを検討します。また、老朽化の進む福祉会館をはじめ、その他の施設の複合化や機能移転の可能性も合わせて検討します。

複合化などを行うことで、共用部分などの面積及び機能の整理により、公共施設マネジメント基本方針で掲げた「持続可能な施設総量」等の推進が期待できます。

(仮称) 中央公民館及び健康福祉事務センターの更新等に関する基本計画策定方針 (案)

1 策定の背景

「小平市公共施設マネジメント推進計画」(平成29年3月策定)では、施設の更等新に向けた「基本的な検討手順」を示しています(本文末参照)。中央公民館及び健康福祉事務センターについて、「基本的な検討手順」に記載する更新等の適否の判断を行った結果、「更新等を行う」ものとしたことから、「(仮称) 中央公民館及び健康福祉事務センターの更新等に関する基本計画(以下、「本計画」という。))」を策定します。

2 位置づけ

本計画は、「小平市第三次長期総合計画 基本構想」の「健全で、進化するまちをめざして」を推進するための個別計画として位置付ける「小平市公共施設マネジメント推進計画」に基づき策定するものであり、関連する上位・各個別計画と整合性を図るものとします。

3 策定体制

(1) 庁内体制

- ①本計画策定の庶務は、企画政策部行政経営課において処理します。
- ②本計画の策定に当たっては、「小平市公共施設マネジメント推進本部」及び「中央公民館・健康福祉事務センター等部会」にて内容の検討を行います。
- ③必要に応じて、ワーキングチームを編成し、関連業務内容の整理、集約、分析、素案作りに必要な業務等を行います。

(2) 市民等による検討

本計画の策定に当たっては、「公共施設マネジメント推進委員会(以下、「推進委員会」という。))」から助言を受け策定します。

また、必要に応じて、地域代表者、施設利用者の代表等の「地域代表者等」との意見交換や、民間事業者への意見聴取も行います。

なお、素案の段階において、市報や小平市ホームページ等により広く公表し、市民意見公募(パブリックコメント)手続を行います。

4 策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

本計画の策定に当たっては、市民意見公募(パブリックコメント)手続の実施の際など、適宜、市議会への報告を行います。

(2) 情報の公開

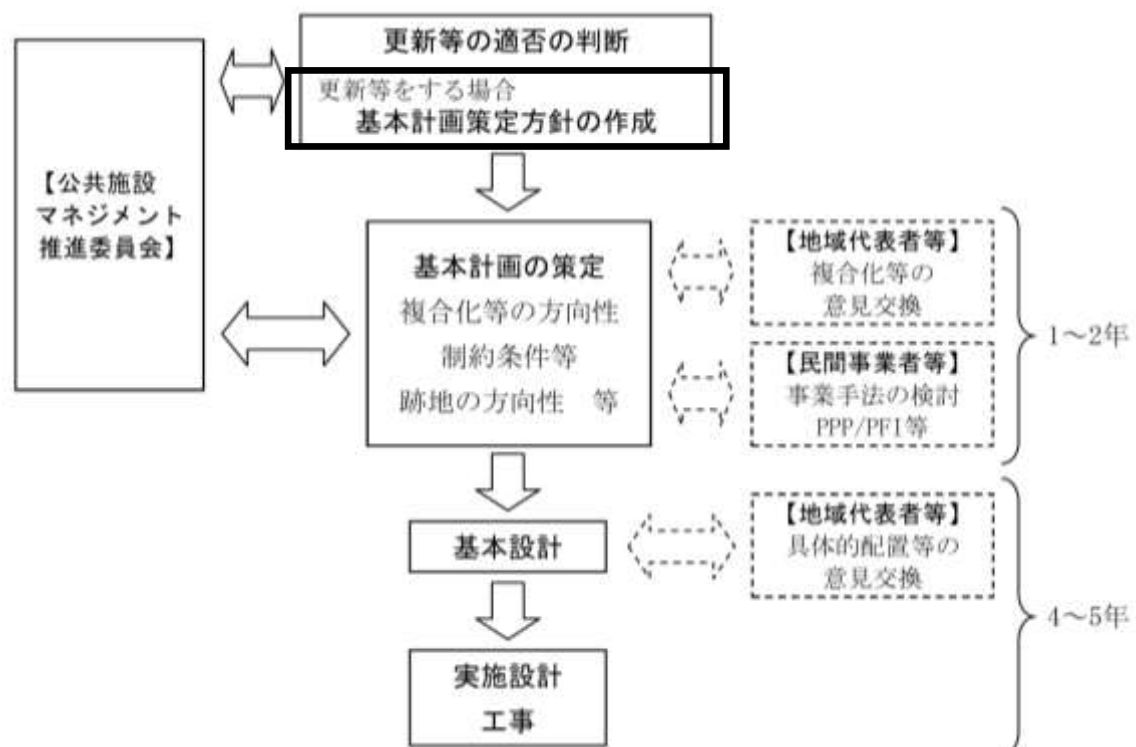
本計画策定の進捗に応じて、推進委員会、市民意見公募(パブリックコメント)手続の結果等、適宜小平市ホームページ等で情報を公開します。

5 策定スケジュール概要

別紙のとおり

6 基本的な検討手順

小平市公共施設マネジメント推進計画（22頁）では、以下のとおり、施設の更等新に向けた「基本的な検討手順」を示しています。



基本計画策定スケジュール（概要）

	推進委員会・地域代表者等	事務局・公共施設マネジメント 推進本部等
平成30年 3 月		本計画策定方針公表
4 月		計画内容の協議、本部・部会 素案の作成
5 月	推進委員会① 地域代表者等	
6 月	適宜開催	適宜開催
7 月		
8 月	推進委員会②	
9 月		
10 月	推進委員会③	
11 月		
12 月	推進委員会④	
平成31年 1 月	市民意見公募手続	素案公表
2 月		市民意見集約・反 映、計画案の作成
3 月		計画策定・公表